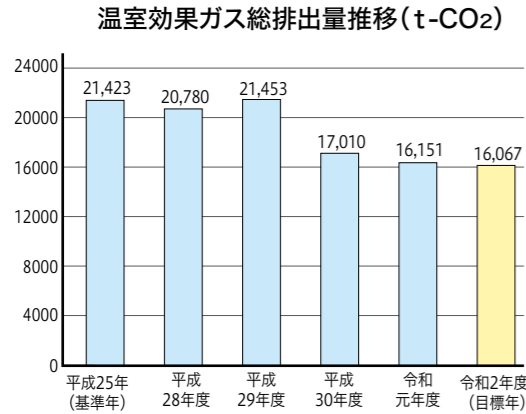


お知らせ

## 令和元年度 三豊市エコオフィス計画実施状況

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007



令和元年度に公共施設から排出された温室効果ガス総排出量は、16,151 t-CO<sub>2</sub>であり、基準排出量(平成25年度) 21,423 t-CO<sub>2</sub>に対して、24.6%減となっています。

排出源の構成は、電気使用に伴う

### 温室効果ガス排出量および排出状況

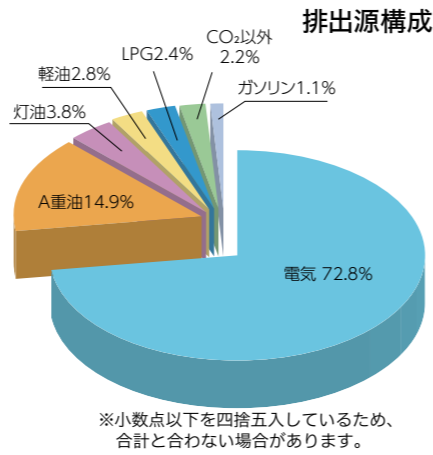
市では、地球温暖化対策の推進を目的として、第3次三豊市エコオフィス計画に基づき、市役所本庁舎など公共施設から排出される温室効果ガス(二酸化炭素など)の削減に取り組んでいます。平成25年度を基準として令和12年度までに約43.4%以上削減することをめざしています。

排出量が全体の72.8%を占めています。以下、A重油が14.9%、灯油3.8%、軽油2.8%、LPG2.4%、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス2.2%、ガソリン1.1%となりました。

**温室効果ガス排出量削減に向けて**

市では、環境省の補助事業を活用し、平成30年度から令和元年度の2年で、市役所本庁舎ほか7施設の省エネ設備改修工事を行い、約40%の温室効果ガス排出削減を達成しました。これら取り組みを通して今後も公共施設の温室効果ガス排出抑制に努めてまいります。

排出源	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
電気	11,766
A重油	2,409
灯油	614
軽油	454
LPG	380
CO <sub>2</sub> 以外	350
ガソリン	179
計*	16,151



くらし

## 学校体育施設の年間利用には申請書の提出が必要です

▶申し込み・問い合わせ スポーツ振興課 ☎73-3138

令和3年度に、市内の学校体育施設を定期的に利用したい団体は、「三豊市立学校体育施設年間利用団体登録申請書」を提出してください。

**対象施設**  
市内の小・中学校および幼稚園の運動場、体育館など

※申請が必要な施設は、市ホームページに掲載しています。

**利用可能時間**  
平日 午後6時～10時  
休日 午前9時～午後10時  
(12月29日～1月3日は除く)

※学校が利用する場合は、利用できません。

**利用資格**  
市内に在住・在学または在勤の人で構成された原則10人以上の団体。ただし、スポーツ傷害保険に加入していることが条件です。

※満18歳未満の人で構成されている場合は、成人の引率が必要です。

**提出期限** 2月19日(金)

**提出先**  
利用を希望する小・中学校および幼稚園

同一時間帯で複数の利用団体登録申請書が提出された場合は、学校ごとに利用調整会を開催する場合があります。

お知らせ

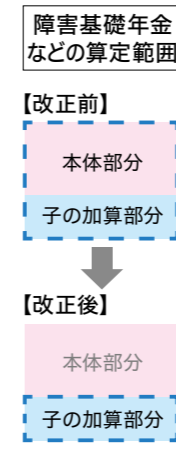
## 障害基礎年金などを受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるよう見直されます

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

**今回の改正の対象となる人**

次の要件を全て満たす人

- ①ひとり親家庭の父または母であって、障害年金を受給していること
- ②0歳から18歳の年度末(18歳になった後、最初の3月31日)までの児童を監護していること



現在、障害基礎年金など<sup>※1</sup>を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できませんでしたが、3月分(5月支払)以降は、児童扶養手当の額と障害年金の額の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直されます。

なお、障害年金以外の公的年金など<sup>※2</sup>を受給している人は、改正後も同じく、公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できません。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

※2 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

**支給開始月**

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、3月1日に支給要件を満たしている人は、6月30日までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。

それ以外の人は、通常どおり申請の翌月分から支給開始となります。

**手続きに必要な書類**

- ①戸籍謄本(申請者と児童)
- ②公的年金給付等受給証明書(年金証書、年金決定通知でも可)
- ③通帳(申請者名義)
- ④年金手帳
- ⑤健康保険証(申請者と児童)
- ⑥マイナンバーが確認できるもの(申請者と児童)

※その他、生活状況に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。

**手当を受給するための手続き**

すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人は、原則、申請は不要です。

それ以外の人は、児童扶養手当を受給するための申請が必要です。なお、3月1日より前であっても、事前申請は可能です。

お知らせ

## 農地を持っている皆さんへ 農業関係書類を提出してください

▶問い合わせ 市地域農業再生協議会統括事務局(農林水産課内) ☎73-3040

農地を持つ対象者へ、水田活用等営農計画書などを3月上旬頃に郵送します。

内容を確認し、必要事項を記入して提出してください。提出方法は営農状況により次の①～③に分けられます。

**提出方法**

- ①提出用封筒が**水色封筒**……各集落農業共済部長へ提出
- ②提出用封筒が**緑色封筒**……「受け入れ先一覧」中の受け入れ先へ提出
- ③提出用封筒が**茶色封筒**……原則提出不要

※「受け入れ先一覧」は提出用封筒裏面をご覧ください。

※詳細は同封している説明資料をご覧ください。

健康

## 2月末までに受けましょう 子宮頸がん・乳がん検診

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

子宮頸がん・乳がん検診は、2月末まで実施医療機関で受診ができます。受診を希望する人は、医療機関の受診券が必要です。

令和3年4月1日時点の年齢が、21歳と35歳の人には子宮頸がん検診の無料クーポンを、同じく40歳の人には乳がん検診の無料クーポンを昨年6月に送付しています。

医療機関用受診券の発行、無料クーポンの再発行は、健康課にご相談ください。